

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民 生 主 管 部 (局) 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の取扱いについて

令和元年度における障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について、障害児施設措置費・給付費の主な改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

第 1 障害児施設措置費関係の改正内容について

(1) 事務費関係

① 社会保険料事業主負担金

21.045% → 21.166%

(2) 事業費関係

① 一般生活費

49,770 円 → 50,820 円

② 重度障害児支援加算費

ア 知的障害児

25%加算分 50,310 円 → 50,700 円

30%加算分 60,370 円 → 60,830 円

イ 自閉症児

25%加算分 50,310 円 → 50,700 円

30%加算分 60,370 円 → 60,830 円

ウ	盲児			
	25%加算分	48,120 円	→	48,510 円
	30%加算分	57,760 円	→	58,210 円
エ	ろうあ児			
	25%加算分	43,470 円	→	43,740 円
	30%加算分	52,160 円	→	52,500 円
オ	肢体不自由児			
		60,370 円	→	60,830 円
③強度行動障害児特別支援加算費				
		240,390 円	→	241,940 円
④重度重複障害児加算費				
		33,600 円	→	34,600 円
⑤肢体不自由児基本分措置費				
	50人まで	28,500 円	→	28,510 円
	51人から60人まで	27,700 円	→	27,730 円
	61人から70人まで	27,110 円	→	27,120 円
	71人から80人まで	26,400 円	→	26,420 円
	81人から90人まで	25,670 円	→	25,890 円
	91人から100人まで	24,970 円	→	24,990 円
	101人から110人まで	24,720 円	→	24,730 円
	111人から120人まで	24,520 円	→	24,530 円
	121人から130人まで	24,230 円	→	24,250 円
	131人から140人まで	24,050 円	→	24,060 円
	141人から150人まで	23,840 円	→	23,850 円
	151人から160人まで	23,680 円	→	23,690 円
	161人から170人まで	23,560 円	→	23,570 円
	171人から180人まで	23,460 円	→	23,490 円
	181人から190人まで	23,360 円	→	23,370 円
	191人から200人まで	23,250 円	→	23,260 円
	201人以上	23,160 円	→	23,170 円
⑥乳幼児保育士等加算費				
		21,500 円	→	21,510 円

⑦日用品費	19,930 円	→	20,340 円
⑧心理指導担当職員配置加算費	5,390 円	→	5,400 円
⑨心理指導担当職員配置加算費（公認心理士）	6,600 円	→	6,590 円
⑩小規模グループケア加算	75,280 円	→	75,340 円
⑪重度障害児支援加算費	60,370 円	→	60,830 円
⑫自閉症児基本分措置費			
40人まで	75,780 円	→	75,840 円
41人から50人まで	74,770 円	→	74,820 円
51人から60人まで	73,650 円	→	73,700 円
61人から70人まで	72,560 円	→	72,610 円
71人から80人まで	71,440 円	→	71,490 円
81人から90人まで	71,030 円	→	71,080 円
91人から100人まで	70,690 円	→	70,760 円
101人から110人まで	70,290 円	→	70,340 円
111人以上	69,890 円	→	69,940 円
⑬重症心身障害児療育費（指導費分）	249,130 円	→	250,880 円
⑭期末一時扶助費	5,410 円	→	5,520 円
⑮児童用採暖費			
5級地	7,300 円	→	7,450 円
4級地	5,590 円	→	5,710 円
3級地	3,620 円	→	3,700 円
2級地	2,690 円	→	2,750 円
その他の地域	1,350 円	→	1,380 円

(3) 地域区分について

- 平成 30 年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律附則別表の改正に伴い、東久留米市の「地域区分」を（「15%」）に設定する。

自治体	現行（独自設定）	改定後（人事院規則）
東久留米市	2 級地（16%）	3 級地（15%）

(4) 徴収基準額について

- 措置児童の徴収金基準額表（別表 6）を、以下のとおり改正する

①従来は所得税額に基づいて徴収金基準額を決定していたものを、住民税額に基づいて決定するよう変更する。

② 就学前の障害児の発達支援の無償化の実施に伴い、3～5 歳児及び住民税非課税世帯の 0～2 歳児について、徴収金を徴収しないこととする。

参考	別紙 1	令和元年度	管理費単価表
	別紙 2	令和元年度	障害児入所施設職員の本俸基準額表
	別紙 3	令和元年度	障害児入所施設職員の特殊業務手当基準額表
	別紙 4		障害児入所施設職員配置基準
	別紙 5	令和元年度	保護単価（1 人当たり）表